(カ)　一方の応募者又は応募者の一員として本件事業に応募した者は、他の応募者又は他の応募者の一員になることはできない。

イ　応募者の参加資格要件　応募者において、設計業務、建設工事に当たる者は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。また、応募者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。なお、応募者が単独企業の場合は、以下の資格要件をすべて満たすものとする。

(ア)　設計業務に当たる者　設計業務に当たる者が複数の場合、少なくとも一者は、以下のすべての要件を満たし、その他の者は、ａ及びｂの要件を満たすこと。

ａ　厚生労働省における平成25・26年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のＡ等級に格付され、近畿ブロックの競争参加資格を有する者であること。

ｂ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ｃ　2004年度以降に業務が完了した、以下の実施設計実績を有すること。

(a)　一般病床数が400床以上の病院の実施設計

(b)　延べ面積が5,000㎡を超える動物実験及び飼育施設を有する研究施設等の実施設計

(イ)　建設工事に当たる者　建設工事に当たる者は、以下のすべての要件を満たすこと。また、建設工事に当たる者が特定ＪＶの場合は、ＪＶ代表者が以下のすべての要件を満たすこととし、ＪＶ構成員は、ｅ以外の要件を満たすこと。

ａ　厚生労働省から近畿ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

ｂ　厚生労働省から近畿ブロックにおける「建築一式工事」においてＡ等級に属していること。また、ａの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に近畿ブロックにおける「建築一式工事」においてＡ等級に属していること。

ｃ　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ｄ　2004年度以降に竣工した、以下の建設実績を有すること。

(a)　一般病床数が400床以上の病院の建設

(b)　延べ面積が5,000㎡を超える動物実験及び飼育施設を有する研究施設等の建設

ｅ　次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件事業に専任で配置できること。

(a)　2004年度以降に、ｄ(a)又は(b)を満たす完成・引渡しが完了した工事で元請としての経験を有する者であること。

(b)　一級の建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

(c)　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ｆ　次に掲げる基準を満たす施工担当の専門技術者を本件事業に専任で配置できること。専門技術者とは、監理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。また、各分担業務分野とは、①建築・構造、②機械設備、③電気設備の３分野とする。なお、特定ＪＶの場合は、①はＪＶ代表者に属し、②及び③はＪＶ代表者又はＪＶ構成員に属すること。

(a)　2004年度以降に、ｄ(a)又は(b)を満たす完成・引渡しが完了した工事で元請としての経験を有する者であること。

(b)　一級の建築施工管理技士、一級建築士又は同等の資格を有する者であること。

ウ　応募者の制限

(ア)　独立行政法人国立循環器病研究センター契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(イ)　契約細則第７条の規定に該当しない者であること。

(ウ)　次のａ、ｂ又はｃのいずれかに該当する場合は参加できない。

ａ　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

ｂ　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については、独立行政法人国立循環器病研究センター総長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

(a)　契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(b)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。

(c)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。

(d)　監督又は検査の実施に当たり職員及び総長が委託した者の職務の執行を妨げた者。

(e)　正当な理由なく契約を履行しなかった者。

(f)　前各号のいずれかに該当する事実があった後、ｂの一定期間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(g)　前各号に類する行為を行なった者。

ｃ　ｂに該当する者を入札代理人として使用する者。

(エ)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(オ)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人国立循環器病研究センター総長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(カ)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(キ)　次に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①　生年金保険

②　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③　船員保険

④　国民年金

⑤　労働者災害補償保険

⑥　雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。